

議案第 99 号

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例の改正について

令和 3 年 9 月 1 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例（平成 20 年前橋市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表第 68 号中「第 12 条第 2 項」を「第 12 条第 4 項」に改め、同表第 70 号中「第 13 条第 3 項」を「第 13 条第 4 項」に改め、同表第 72 号中「第 14 条第 9 項」を「第 14 条第 15 項」に改め、同表第 76 号中「第 39 条第 4 項」を「第 39 条第 6 項」に改め、同表第 78 号中「第 40 条の 5 第 4 項」を「第 40 条の 5 第 6 項」に改め、同表第 79 号中「第 1 条の 5 第 1 項」を「第 2 条の 3 第 1 項」に改め、同表第 80 号中「第 1 条の 6 第 1 項」を「第 2 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。